

○農林水産省告示第千五百二号

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第三百十七号）の施行に伴い、及び主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令（平成七年政令第九十八号）第三条第八号の規定に基づき、平成七年三月二十七日農林水産省告示第四百五十七号（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の施行に関する件）の一部を次のように改正する。

令和八年九月三十日

農林水産大臣 築 和夫

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
一 (略) 二 令第三条第八号の農林水産大臣が指定するものは、次に掲げるものとする。 イ 米穀を次に掲げるいずれかの方法により加工したもの (1) 直接圧縮すること又は当該加工したものの全重量の三パーセント以下の結合剤を加えることにより、固めること。 (2) ロールにかけ、又はフレーク状にすること。 (3) 真珠形にとう精すること。 (4) 薄く切ること。 (5) 粗くひくこと。 ロ 米菓生地 ハ 米菓 ニ 米こうじ 三 九 (略)	一 (略) (新設) 二 八 (略)

附 則

この告示は、令和九年四月一日から施行する。